

院内感染対策に関する取組について

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、院内感染防止対策に病院全体として取組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策部門を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本的事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象の研修を年2回行うほか、必要に応じて随時研修会を開催します。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本的事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チーム(ICT)での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本的事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム(ICT)が感染経路の遮断とともに家族や外来患者等院外への拡大を防止するよう努めます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本的事項

当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 患者様等への情報提供・閲覧に関する基本的事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスク着用などについてご理解とご協力の程お願いいたします。本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様の希望に応じ常時、閲覧可能とします。

8. その他の当院における院内感染対策に推進のために必要な基本的事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を適宜実施します。

